

様式B（マニュアル様式）

政務活動報告書

令和2年8月31日

〔会派名： 無会派 〕

代表者氏名	三原 淳子	印	記録者氏名	三原 淳子	印
活動者氏名	三原 淳子				
活動日	令和2年8月2日（日）・ 令和2年8月8日（土）				
活動先	オンライン受講				
活動目的	第62回自治体学校Zoom分科会・講座				
<p>概要</p> <p>別紙のとおり。</p>					



第 62 回自治体学校 Zoom 分科会・講座 報告書

「権利としての生活保護を考える」

講師・助言者 生活保護問題対策全国会議事務局長 田川英信氏

長く続くコロナ禍により貧困が広がり、社会福祉協議会の貸付、住居確保給付金の申請が大幅に増えている。貸付だけでは生活の維持が困難で困窮する事態が生じている。このような事態を受けて、厚生労働省は「生活保護は権利、ためらわずに申請を」と HP 等で発信している。

日本の貧困率は高いのに、保護率は低く、捕捉率も低い。その原因は、厳しい資産条件、扶養義務範囲が広い、また申請前の水際作戦等がある。第 3 親等にまで扶養照会がされており、その事により保護対象であっても申請を諦めることが起きていることから、扶養照会の範囲をこれまでより狭くする通知が厚生労働省から各自治体に出された。他にも預貯金や生命保険の解約、車の保持等、制限が他の国よりも厳しく、また、生活保護を利用することへのネガティブな考え方が浸透している。

自治体・福祉事務所のあり方にも差がある。専門職員の配置が少なく違法・不適切な運用がされている所がある。申請者の手持ち金がほとんどないのに、貸付制度が無い、額が少なすぎる、開始決定 14 日以内が遅くなっている、無料定額宿泊所しか認めない等。

憲法 25 条の生存権を保障する生活保護制度が求められる。必要な事は、各自治体の福祉事務所の人員配置をし（標準 都市部 80 世帯、郡部 60 世帯）、速やかな救済と、当事者にあった援助方針の実行である。

「生活保護や生活困窮者自立支援制度の現状と課題」

講師・助言者 全国公的扶助研究会 横山 秀昭氏

生活困窮に陥った場合の現行の相談ルート及び救援策は、①生活福祉資金 ②生活困窮制度 ③生活保護となっている。コロナ禍で相談・申請件数は約 20 倍（横浜市）になっている。生活困窮者自立支援制度の窓口は社会福祉協議会などに委託されており、自治体直営は少ない。本来は生活保護の利用が適当な場合には、スムーズに申請につなげられることが望ましいが、アクセスがしにくい状態にある。

生活困窮の窓口が外部委託され、生活保護の相談窓口で非常勤職員が配置され、社会福祉主事の任用資格すらない職員が対応している事例もある。生活保護は法律に基づく業務であり、制度などに精通した社会福祉専門の常勤職員の対応が必要である。

コロナ禍で生活困窮に陥り、将来を悲観し自殺者が増えている。自治体の福祉事務所の役割は重要である。住民の生活を守る最後のセーフティネットであり、法律に基づく業務を自治体が責任を持って、適切に行なうことが求められる。住民から制度の隙間に落ち込み支援が受けられず、生活相談が寄せられている。今回の講座で学んだ基本をもって、市と連携を取りながら、誰ひとり取り残さない支援体制を考え提案していく。

「働き方改革と自治体職員」

講師 明治大学名誉教授 黒田 兼一氏
専修大学准教授 山縣 宏寿氏

国と財界は、自治体戦略 2040 として、AI とロボティクスを活用し自治体職員を半分にする改革をすすめようとしている。それは、自治体業務の効率化・能率化・公共サービスの産業化（民営化）。自治体の役割をサービス・プロバイダ[®] からプラットフォーム・ビルダーへ変え、公共私のベストミックスを目指し、自治体職員の役割を関係者を調整するプロジェクトマネージャー化するものである。

併せて、AI やロボティクスを使って、住民・行政サービスを効果的・効率的に提供できる自治体、政府と財界による Society5.0 構想が考えられている。

AI・ロボティクスは自治体労働の代わりになるのか。AI はコンピューターであり、人間の知的活動の様式化は不可能だから AI が人間にとて代わるものではないと言われている。それでは AI を道具としてどのように使って行くかの議論が不可欠である。

すでに、AI・ロボティクスを導入している自治体（川崎市 子育てサービスの問い合わせ、さいたま市 保育所入所マッチング）の実証実験から認識された課題は、住民は必要な情報が得られたかの問い合わせに「半分くらいは得られた」45%、「ほとんど得られなかった」27%で、AI で完結してしまうにはリスクがある。人と AI との併用が必要。AI の 24 時間対応は継続を求める声が多かったという結果である。保育所の入所調整は、時間の短縮ができ、振り分け結果も 93.1% が一致していた。しかし、AI 振り分け後も職員によるチェックは不可欠という自治体職員による検証結果である。

のことから、AI は職員業務のツールであり、行政サービスの責任は職員が持つもの。福祉増進の役割を機械がとて代われるものではないことが分かる。そして、営利目的ではなく、住民の個人情報や守秘義務に係わることは公務員だからこそ担えるもので、住民の命と暮らしを守る責務を負う自治体の業務を産業化（民営化）することには限界がある。人口減少社会だからこそ、ひとり一人を大切にし、人権を守る温かい血の通った行政運営が求められる。

「全世代型社会保障は何を狙うか、自治体の役割を考える」

講師 立教大学 芦田 秀昭教授

日本の社会保障支出は、他の国に比べ高齢者向けの支出が多く、家族・住宅支出が少ないことが明らかになっている。少子高齢社会の到来で、サービスを受ける高齢者が増え、支える現役世代が減ることで、社会保障の財源が足らなくなると、高齢者の保険料や自己負担を増やし、年金額の引き下げ等が進められている。政府の骨太方針では、全世代型社会保障への転換として「働き方を自由に選べる中で、社会保障の担い手を拡大」することを前提としている。社会保障の財源確保は極めて重要であり、それを高齢者と働く現役世代だけで財源を支える考え方であるが、社会保障が進んでいる各国を見れば、企業責任をしっかりと果たす仕組みが確立されている。

また、社会保障の財源は全国民（収入の無い、子どもから高齢者まで）が負担する消費税を充てると、税率が引上げられてきたが、福祉国家と言われる国が社会保障の財源を消費税に依存しているわけではない。資本主義社会では、社会保障が充実して、健康で幸福な労働者が多数を占めることは、企業にとっては、医療やその他の生活事故に対しての個別の支出を減ずることにもなるだろう。したがって、社会保障の財源を企業も負担することは当然であり、フランスでは41.9%、スウェーデンでは38.1%で、日本は24%である。全世代型社会保障制度の考え方として、国民負担ばかりで、企業負担が欠けているのは、アンバランスである。

全世代型社会保障検討会議では「全ての世代が公平に支えあう」や「高齢者の医療・介護費用の上昇はそのまま現役世代への負担につながる」という考え方から、医療・介護費用の抑制を改革としているが、収入にしめる自己負担はすでに限界にあり、お金が無くて必要な医療・介護が受けられない現状が生じている。これでは国民の福祉のための社会保障制度ではなくなってしまう。「働き方を自由に選べる」ということが掲げられて、選択の自由を看板に不安定雇用が多くなっている。非正規雇用では収入は安定せず、このままでは社会保障制度が成り立たなくなるのではないか。

加えて、地方自治体の在り方についても、2020年6月、社会福祉法等が改正され、社会福祉を地域福祉と言い換えて、住民の相互扶助に改変した。第6条2項では、市町村において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない」と新設した。フルセットからの後退、サービス主体ではなく支援・援助の矮小化ではないか。Society5.0との親和性ともとれる。

誰もが人としての尊厳ある暮らしができるように進歩してきた社会保障制度を発展させていく立場で、自己責任や住民同士の助け合いではどうにもならないからこそ、行政・公の役割があり、自治体が責務を果たすことを求めていく。

三原 淳子